# 令和2年10月15日(木) 場所 委員会室

### 〇出席委員

委員長	髙柳貴美代	委員	小口	俊明
副委員長	稗田美菜子			
委員	藤田 貴裕	議長	石井	伸之
<i>II</i>	藤江 竜三	副議長	望月	健一
"	住友 珠美			

## 〇議会事務局職員

議会事務局長内藤哲也議会事務局次長波多野敏一

## 〇協議事項

◎議長挨拶

議題1. 懸案事項について

**〇【高柳貴美代委員長】** 皆様、おはようございます。大分秋も深まってまいりまして、今年は何も行事がなく、行事があると季節をいろいろ感じながら過ごせるのですが、それがない状態で、でも気温は大分冷えてきてまいりましたので、皆様、どうかお体のほうは気をつけていただきたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。

#### - 🔷 ------

#### ◎議長挨拶

- ○【高柳貴美代委員長】 まず初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。
- **〇【石井伸之議長】** 皆様、おはようございます。本日は、議会運営委員会の皆様には、若干肌寒くなってきた、そういった季節の移り目にもかかわらず、こうしてお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

リモートにおけるウェブ会議の実現に向けて、条例改正等様々な課題があるかと思いますが、ぜひとも御協議の上で課題解決に向けて、皆様の御協力を頂きますように心からお願いを申し上げまして、一言御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

**〇【髙柳貴美代委員長**】 石井議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項に沿って議事を進めてまいります。



#### 議題1. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、懸案事項についてに入ります。本日も委員会のオンライン開催について協議を行ってまいりたいと思います。前回の協議では、予算特別委員会のオンライン開催に向けて、委員会設置条例の改正等条例整備について、令和3年第1回定例会の本会議初日即決を目指して丁寧に協議を行っていくということを確認いたしております。

本日につきましては、決算特別委員会を開催して見えてきたオンライン開催に向けての課題等を検証していき、そして委員会設置条例の改正に係る協議を進めてまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

#### (「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、オンライン開催に向けての決特での課題等について、各委員の方々より御報告をお願いいたします。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 まず、デメリットのほうからちょっと申し上げたいと思いますけれども、やはり通告制ということについて、皆さんは相当な不満があったということでございます。特に、ある程度前から4日間分を通告するというのはなかなか、決算特別委員会としてはしんどいのかなということと、職員がどういう質疑ですかとかいろいろ聞きに来ますので、原稿ができちゃうことによって予定調和的というのでしょうか、緊張感がなくなったというか、原稿に頼るというか、そういうようなことになってしまったですとか、あるいは控室でせっかくほかの人の質疑を聞いているときに、職員が来て、ちょっと質疑について伺いたいんですけどとか言われて質疑を聞けなかったですとか、そういうことがあった。あるいはほかの委員が質疑をして、これどういうことなんだ、もっと深めて聞いてみようということができなかったので、せっかく19名いる委員の中で、多様な視点からの質疑ができなかったんじゃないかと、そういうようなことですね。事前に通告することでデメリットというん

でしょうか、そういうことがあったのかなということであります。また、一般質問のような答弁を作っていただいたということで、結構課長さんには負担だったのではないか、その辺りをちょっと聞いてみたいという意見がありました。

また、10分の入れ替わりについて、これはいろいろ意見がありましたけれども、慌ただしかった、あるいは間違いがあった。あるいは同じ会派だったら、1人が通告しておけば、後続の方もできるということだったのですけれども、急にそこで質疑、聞いてみたいなということで、課長が、委員が替わってその人の質疑がないということで1回出てしまって、ちょっと呼び戻したりとか、そういうことがあったようですので、その辺の対応はどうだったのか。もうちょっと検討というか、今後の課題があるのではないかということであります。

次に、メリットといいますか、事前に通告することによって、職員はある程度準備ができた、あるいは事前に待機をしたということで、いざというときの、流行時というか、災害時の練習になったのではないか。そういう意見と、職員の入れ替わりについて混乱はなかったという意見と、定足数ぎりぎりの出席委員にして、控室での待機はよかったですとか、あるいはコロナですので、リモートも事前通告がないのならば、それはありなのかなと。リモートの形としては、デモでやったようなことですね。委員会室にそれなりに職員を入れて、答弁が少なそう、あるいはなさそうという人は別のところに待機してもらってやるのであれば、事前通告なく、コロナ禍においてリモートでできるのではないか、そういう意見があったのは事実であります。

リモートのことに関して、もう1つ付け加えさせていただくのであれば、リモートというのはやは り外出できない議員のためにあるのではないかということで、予算特別委員会はリモートを使わずに やって、陽性が出たとか、あるいは濃厚接触者になって待機せざるを得ない人のためにリモートをす るのだったら、それはいいのではないか、そういう意見。あるいは新しいことをやるのだったら、ちゃんと市民の皆さんにしっかり説明をした上でやるべきじゃないですか、そういうことです。

総合的な意見としては、他市はどういうふうな決特をやったのか、あるいはリモート対応をやった 他市があるのか。そういうことと、市長、部課長は正直どう思ったのか、本音を聞いてみたいという ことでございます。補足があれば、同じ会派の稗田委員からやらせていただきたいと思います。よろ しくお願いします。

- ○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。稗田委員、いかがですか。
- **〇【稗田美菜子委員】** ほとんど今、藤田委員がおっしゃってくださったとおりで、同じ交渉団体としては、多く出た意見としては、通告制について自由度がなくなったりとか、議論の質とかという面では何らかの見直しが必要なのではないかという話はありました。

あとは、コロナ対応としては、分散してできたということで非常によかったという声もありました し、これから先の課題としては、通告制をどうするのかというのが一番意見が多かったかなというこ とだけ補足させていただきます。以上です。

○【住友珠美委員】 共産党では、先ほど藤田委員のほうからもありましたように、通告制の中で款、項、目での通告をさせていただいたんですが、私たち会派は款、項、目で通告をさせていただいたんですが、ほかの会派のを読ませていただきますと、やり方が結構ばらばらだったなというのをちょっと見ておりました。課長さんは、款、項、目だと事業名まで入れてくれということを言われたりとか、そこまでちょっと、変な話、時間のない中、詰めていたので、なかなか事業名というのが私たち詰められなかったんですね。多分、自民党さんは事業名まで入れていたと思いますけれども、私たちは款、

項、目でやったりとかしたんです。その中で、課長さんたちも款、項、目だったために4人、5人と 来られてしまったりとか、そういう不具合が起こったなと思いました。お互いにその前の段取りが大 変になってしまったので、そこはもう1回整理をする必要があるなと感じたところです。

また、私たちも通告制の後、複数会派ですので、次の人が質疑できるという話だったんですけれども、款、項、目でやったので、自分が先で、次の人が入ってくれる、柔軟にできなかったんですね。 課長がいるものだと思ったら、いらっしゃらなかったということがあったものですから、その辺をもう少しどうしたらいいか、今度の予特に向けて検討したらいいのかなと思いました。

あとコロナ対応では、おおむね三密が避けられておりまして、今回の会議の持ち方はよかったのではないかと評価しているところです。ただ、予算・決算に関して、この形で私たちはできるのではないかという結論が出たんですけれども、そうなるとウェブ会議、それはまた違う視点で見ないといけないのかなと。予特・決特のことというよりは、例えばその方が、先ほどおっしゃったコロナでの自宅待機ということもありますし、介護とか育児、産休とかということでお休みになっているときのウェブ会議をどうするかということであれば、その位置づけをどうするかということと、その辺りの検討、整理が今後はちょっと切り離して考えていかないといけないのではないかと思います。

あと入替え制のときに、私なんかも忘れてしまって、入るのか入らないのか分からなくなってしま うときがあったので、もう少しアナウンスを、その後、委員長の采配でアナウンスをきちんとしてく ださったんですけど、どのようなアナウンスを行うかというところは検討の余地があるのかなと思い ました。以上です。

○【小口俊明委員】 予特に向けてリモートということを検討するという前提で今回の決算特別委員会の振り返りをしてみたいと思います。公明党会派の意見を申し上げます。

まず、先ほど来、他の委員の皆さんがおっしゃっている通告に関してです。この後、若干詳しく申し上げるんですけれども、まず、前提として、通告ということは、これはリモートであってもなくても、この委員会室の密の状態、特に説明員の皆様の密の状態を防ぐため、対応するためには、いずれにしても通告でやらざるを得ないだろうという意見であります。

その上で、リモートという観点で今回の決算特別委員会を振り返ったときに、委員会室内においては三密を防ぐ運営ができたので、リモートでなくても委員会室の中の運営はある一定の条件の下で可能なのだろうというふうには思ったところであります。一方で、説明員の皆様の対応を見ていたところ、廊下、隣の編さん室及び図書室、ここに非常に密な状態をつくってしまったなと見ました。これはリモートをしない限りは、こういう状況というのは解消されないのだろうなと思いましたので、次回の予特のときのリモートの対応というのは、これは力を入れて協議をしていくべきだなと思いました。リモートにすれば、もっと大きな本会議場をリモート会場に設定できますから、そうすると密という状態が防げると見込んでいます。

また、説明員の皆さんの心理として、何かあったときにこの委員会室に駆けつけてこなければいけないという意識があるので、当然自席というのは無理で、やはり近いところに関連する皆さんはいらっしゃると思うんです。款、項、目で通告をしているんですけれども、やはり関連する可能性がある部署の課長さん方は近くに控えておくという意識が働くので、その結果、先ほど申し上げたような廊下と編さん室と図書室で密になるという状況なのだろう、そのように判断しました。ここを解消するためには、繰り返しになりますけれども、本会議場を、つまり本会議場で答弁ができるわけですよね。委員会室に来なくとも本会議場で答弁ができるという状況をつくれるリモートの対応というのは、コ

ロナ禍においては非常に有効な手法であると考えますから、これはぜひ進めていきたいというところ であります。これがリモートに関連する決特の振り返りです。

あともう1つ、いわゆるリモートであろうがなかろうが必要になってくる通告の在り方なんですけれども、私も各委員の皆さんとほぼ同様な印象を持ちました。あらかじめ言うと、説明員の皆さんは非常に熱心に我々議員に対して、あるいは委員に対して答えようということで準備をしてくださるという状況がありました。その中で、款、項、目だけでは分からないので、さらに事業名までというお声もあったと思います。そういったところまで説明員の皆さんと事前のやり取りを、これまで決特・予特ではあり得ない事前のやり取りということが発生したわけです。これによって1つマイナスになったなと思うのは、事前のやり取りがあるものですから、その分、職員の皆さんに負担をかけてしまったのではないか、これはマイナスかなと思いました。

もう1つは、予特・決特は各会派に時間が割り振られています。これが当日その場で質疑をしたときに、あらかじめ通告しているものが全てその時間内に質疑できるかというと、できないです。うちもそうでした。できないです。そうなると、通告していて、事前に準備をされていた職員の皆様の労力は、その場の委員会の中では日の目を見ないという状況になります。これはマイナスなんだろうなと思いました。

それから、もう一点、これはリモートに若干関わってくるんですけれども、先ほど他の委員のお話の中でも、別の委員さんが聞いていて、もう一段深めたいなという場面があります。私もありました。これについては、私も事前の申合せで関連する質疑はいいだろうとみんなで確認していましたから、できるのだろうという頭でいましたところ、人が替わると説明員が入れ替わってしまっていなくなってしまうので、質疑できない状況になるんですね。つまり、もしそこで関連として質疑をしたならば、再入室が必要になってくる。これも非常にロスになるわけでありまして、これは委員としては、私については避けたという状況がありました。ここがリモートに関わるんですけれども、仮にリモートであったならば、その対応は可能だと思うんです。大きな部屋で関連する方がリモート部屋にいらっしゃいますでしょうから、先ほどの委員の質疑に関連してここを聞きたいと問いかけたとしても、委員会室にはいませんけれども、リモート室にいらっしゃるということであれば、前の委員の質疑に関連しての質疑ができるのではないか。ここはリモートにすれば、こういったことが可能になってくるだろうと思います。その意味で、ぜひリモートを推進していければな、このような意見であります。

○【藤江竜三委員】 まず、コロナに関してですけれども、この委員会室は密が避けられて、かなり 距離を取った形でできたのかなというような印象を持っております。ただ、幾つか課題もありまして、 マイクの使い回しが、多分そのまま使っているし、現場でも使い回しがあって、若干それが気になる ということや、あと検温などもしたほうがより安心なのではないかといった声がありました。

もう一点、これは各委員からも出ているんですけれども、控室が心配だったというような声を頂きました。こちらはいいんですけれども、控室のほうでかなりぎゅうぎゅうになって待っているといったのを、皆さん、あそこを通るときに目撃されているというのもあったので、委員会中はもっとぎゅうぎゅうだったときもあるのではないかということで心配されております。委員会室にもう少し入れることができたのではないかというような声もありました。

そして、委員会中については、出入りが多くなってしまったので、休憩を挟むことによって時間が 最後、先食いをしようかということも多少考えられていた方がいらっしゃったんですけれども、休憩 が多くなってしまうことで御配慮いただいたといった点があった。そういった面で時間的余裕がつく れなかったといったこともあるので、そこはスムーズにするためにもリモートがあったほうがよいのではないかということであったり、質疑通告については、これは質疑通告があることによって、丁々発止いろいろできなかったといったことであったり、どうしても大量に質疑通告をしないとかぶってしまうといったようなことで心配される方もいらっしゃったので質疑通告を多めにしたんです。けれども、小口委員もおっしゃっていたように、通告をしたけれども、できないといった部分が幾つか出てしまい、課長さんに労力だけをかけてしまうということになってしまったので、その点は申し訳なかったということがありました。

それで、これも多く出ていたんですけれども、同じ会派内であったり、質疑を引き継ごうと思ったんですけれども、課長さんがいなくなってしまったということがあってできなかった。でもさすがに、戻してもいいとは聞いていたけど、戻すのはちょっと気が引けるなということでやれなかったといったことがあったり、その際に、いないからということで意見を多めに言ったら、委員長にちゃんと質疑してくださいと言われてしまったりというようなことがあって困ったといったお話を頂きました。やはりリモートをすることによって出入りを少なくするということであったり、質疑通告は必要だと思うんですけれども、その辺で多少改善ができたりということであったり、控室の密を避けるというようなことが達成できるのではないかと考えております。以上になります。

**〇【高柳貴美代委員長】** ありがとうございました。今、委員の方々から交渉団体にお持ち帰りいただいての結果を発表していただきました。すごくたくさん細かいことまで出していただきまして、ありがとうございます。

その中で、先ほど小口委員のほうからリモート、オンライン開催に向けてのというふうにちょっと 区切って考えていこうというような感じで御発言いただきましたけれども、皆さんから通告の件が同 一に出てきたと思います。通告をしてということで、そして職員の方々も本当に真面目で一生懸命で いらっしゃるので、それに至るまでに調整とか、原稿まで作っていただいた。たくさん出したけれど も、それを使い切れない。そして、職員の方にそういうところの労力をかけてしまったというような ことが言えるのではないかというような御意見が出てきました。そういった意味でもオンライン開催 を、今後予特でやっていくということによって、その辺のところが解決できるのではないかという御 意見もありました。

あと、決算特別委員会のコロナ対応というのはおおむね成功していたという皆さんの御意見だったんだけれども、一方で、廊下、隣の編さん室、図書室を見てみますと、職員の皆さんが大分密になっていた状況があったというような御意見もありました。

今、一巡しましたが、皆さんからのお話を受けて、次はオンライン開催に向けて御意見を賜りたい と思いますが、いかがでしょうか。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 虹の中でオンラインを容認してもいいんじゃないかという意見と、なかなかそれは難しいのではないかというのがある中で、同様に議論を進めていくのか、悩ましいところがありますが、万が一やるという方向になっても、コロナの危機を理由として、なし崩し的にやっていくというのは、なかなかそれは理解が得られないでしょうと。議会があるというのは、当然そこには見ている市民の方もいらっしゃいますので、リモートをすることによって議会にはどういうメリットがあるのか、職員にはどういうメリットがあるのか。そのことで市民はどういうふうな果実を得ることができるのか。そのことをまずはしっかりと議論をして、こういう意図でリモートをやってみたいということは、議会基本条例にのっとってしっかり市民の意見を聴いていくと。意見を聴く会をやっても

いいでしょうし、こういう議論がされていますけど、どうですかと議会報で意見を聴いてみるのもいいでしょうし、あるいは、最近はオンラインを使っていろいろなところが研修会をやったりしている中で、市民の皆さんに参加していただいて、市民の意見を聴く会をやっても私はいいと思います。そんなわざわざ1つの会場に集めるよりは、実際リモートでどんな形で議員がやるのか、そのことを市民の皆さんに体感してもらいながら、ちゃんとこれは決特、あるいは予特ができるんだなということを分かっていただければ、市民の方もリモートでもいいんじゃないのと思うかもしれないわけですから、議会基本条例の精神を大事に、慎重に議論をして、一定の結論を見れば、私はいいのかなと思っています。

個人の意見を言わせていただくと、通告制というのは、できれば今回の反省を生かして――反省といいますか、やったことを生かして、私はぜひやめたいなと思っています。私さっき言いませんでしたけれども、他の委員がおっしゃったように、多めに通告をして、結局それはできなかった。事前に取り下げたという例はありましたし、確かに先食いもできなかったなんていうのがあるんですね。そういう面で職員の出入りの時間が読めなかった、あるいは密を避けるというのを考えると、本会議場とのリモートというのは、私はあってもいいのかなという気がします。ただ、機動的に手を挙げて発言できますので、そういう面では事前通告は要らないのかなという気は致します。そんなところです。

- ○【髙柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今の御意見を受けていかがですか。
- ○【小口俊明委員】 通告の関係で自分なりに整理したいなと思いますけれども、私の認識では、リモートであろうがなかろうが通告は必要。これは密を避けるために、一定の限られた委員会室を使う限り、通告は必要と今のところは捉えています。今、藤田委員のほうで後半おっしゃった内容を聞いていて、そういう側面もあるかな、通告なしでもいけるかなという可能性についてふと思ったんですけれども、例えば従来の、全て委員会室に、1か所に説明員の皆さん、課長さん方が入っていた人数、そのものの人数をその会派のときに絞った説明員さんにして、それ以外の入らない、関わらない皆さんが全て本会議場にいらっしゃれば、これは通告なしで、リモートであれば通告なしのやり取りができるのだろうと思いました。それが無理だったら、どうしても通告は要るんだろうなと思いました。その辺のところが見極めかなと今思ったのが1つと。

あともう1つ、通告の在り方ですけれども、いずれにしても通告は必要という前提に立っていますので、通告におけるマイナス面を解消する方法を考えるべきかなと思う。通告をやめるのではなくて、通告したことによるマイナス面を解消できる手法として考えたのが、1つは、通告に対して職員の皆様は、委員にヒアリングに来ないでくださいとお願いをする。これまでの委員会は通告なしですから、つまり、通告が目的のための通告じゃなくて、委員会室に入る説明員さんを特定するための通告なので、事前のやり取りを目的とした通告ではない。つまり、事前の準備というのはあくまでも説明員の皆様のお手元で準備いただくまでにしておいていただいて、それを事前のやり取りには使わない。やり取りしないというふうにルール化すれば、これは効果があるんじゃないかな、マイナスが減るんじゃないかなと思います。

それともう1つ、通告のレベルですけれども、款、項、目と決めましたので、款、項、目だけを通告された会派もあれば、款、項、目プラス事業名まで通告をした会派もあったという、先ほど指摘がありました。事前のやり取りなしでということを求めるのであれば、款、項、目及び事業名まで、同じ款、項、目であっても事業名が複数の場合があり得るので、そうすると課長さんは替わりますから、款、項、目プラス事業名ぐらいまでを通告して、それで事前のやり取りなしというルールにすれば、

通告をして、なおかつマイナスが少ないという状況がつくれるのではないかと思います。

**〇【稗田美菜子委員】** オンライン開催については、前提としては、先ほど藤田委員が話してくださったように、同じ交渉団体の中で進めていくという人と慎重であるべきだという人といらっしゃるので、これからしっかり議論をすることは必要だと思います。

その中で、変えていくに当たっては、議会基本条例にのっとるという形は私も必要だと思っていま すし、それをどういう形でするのかということも議運の中で議論していけばいいかなと考えておりま す。その中で、通告のところが1つはキーポイントになるのかなと思いますので、私個人が感じたこ とでお話しさせていただきますと、人数が多いところの会派においても、款、項、目で通告をして、 別の方の入替えで質疑ができなかったということもありますが、1人会派においても、私は款、項、 目で通告を出したんですが、総務費の中の例えば企画費なんかは多岐にわたるんです。それを私はあ えて多岐にわたる企画費を款、項、目で出して、自由度を増せるのかと思って、その制度を有効に使 おうと思ったんですが、結果的には、この中のどの事業ですか、少なくともどの課に当たるものです かということを要求されたので、それについては、議員側の自由な議論の場をちょっと削ってしまっ たのかなというふうには思いました。同時に、質疑取りといいますか、答弁者側の質疑の調整につい ては、来られない課長さんもいらっしゃいました。大人数にわたるので、僕は行きませんでしたとお っしゃっていましたし、今までの決算特別委員会、予算特別委員会においても、通告しなくても何か ありますかと聞きに来る課長さんもいらっしゃったので、むしろ逆に、議員側の議論を自由にするの であれば、そこも私は自由でもいいのかな、職員さん側においては自由でもいいのかなと思いました。 それともう1つ、議論の質といったところで、ある委員さんが1つの投げかけをした後、それに対 して、別の角度で議論を深めていくというのを、ほかの委員さんも同じことをおっしゃっていました が、通告制というのは、そうなると絶対に無理になってくると思うんです。ある方の投げかけによっ て、例えばそれとは反対意見でこういう考え方もありますよねといったことを、そういう形で議論を 深めていくというときには、たまたま通告で出してあればいいですけど、その通告をちょっと忘れて いたとか、あるいは逆にほかの委員さんが出してくださったことによって気づきが起こり得ると思い ますので、そういう意味では、個人的には通告をなくせる形がどういった形で、しかも議論の質が担 保されて、委員にとっても答弁側にとってもよりよい形というのを考えていかないといけないのかな と思います。

- **〇【高柳貴美代委員長】** ありがとうございます。今、稗田委員がおっしゃった、委員にとっても職員さんにとってもその辺のところが大事で、通告をなくせる形、プラス議論の質ということが重要になるのではないかというような御意見が今出ました。ほかにいかがですか。
- ○【藤江竜三委員】 リモートは出入りの問題であったり、控室の密を回避していくために必要であるうということで先ほどもお話ししたところなんですけれども、事前通告については、通告を受ける側がどういった、通告を受けることによって質疑が限定されて準備が多少やりやすくなるのか。また、原稿を作ることによって、かえって労力が増えるかなど、あちら側のメリット・デメリットも多少どうだったのかといったところは具体的に把握しておく必要があるのかなというように感じております。
- **〇【高柳貴美代委員長】** よろしいですか。今、藤江委員のほうからは、職員さんにとって通告制というのがメリット・デメリット、どちらだったのかということも確認が必要になるのではないかという御意見を頂きました。
- ○【住友珠美委員】 私も、今、藤江委員がおっしゃったように、私たち議員サイドだけではなく、

職員さんにとって通告制がどうだったかということを聞いていただけたらいいなと思います。先ほども申しましたが、この通告、款、項、目ということで少し自由度があるのかなと思ってはいたんです。しかし、意外と、先ほど言ったように、人がいなくなってしまったりとか、複数会派なのでもうちょっとその質疑を突っ込んでできるのかなと思ったんですけど、それほどではなかったというところがありました。今後どうしたらいいのかというのは、今考えていないところなんですけれども、その辺の具体的に議員側でメリット・デメリットを分析するところが、この通告では必要なのかなと感じております。それぞれ小口委員、藤田委員がおっしゃるようなメリット・デメリットを聞いておりまして、会派に持ち帰ってもう一回検討しないと、これはちょっと大きいかなと感じているところです。以上です。

- ○【高柳貴美代委員長】 ちょっと住友委員に確認させていただきたいんです。ほかの会派の皆様は、通告制ということも含めて、リモートも1つの方法ではないかというようなことだったと思うんですけれども、共産党さんのほうはリモート、ちょっとそこのところを確認させていただいてよろしいですか。リモートというのは進めていくべき、そこをもう一度確認させてください。
- ○【住友珠美委員】 実は話合いの中で、共産党の中でも割れております。というのは、今回、決算をやってみまして、この形で三密を避けられるのであれば、リモートを入れる必要はどこにあるのかなというところで、必要ないんじゃないかという意見があったんですね。それと、私的なことになるんですが、私は、今お聞きしていても、リモートを入れたほうがよりスムーズに課長さんたちの意見が聞けるという形であれば、それもありなのかなと考えております。結論的には、この場で話し合って、今リモートが必要かどうかは話し合うべきじゃないかということだったので、ちょっと割れてしまったものですから、意見はこの場で考えながら言うという形になってしまったような感じなんです。そんな感じです。なので、1回持ち帰って、こんな意見が議運の中で出たので、そのことについて、うちの会派でも議論を深めていかないと、しっかり認識していかないといけないと思っているところです。
- **〇【高柳貴美代委員長】** あともう1つ、この委員会の中は密が防げたということだったと思うんですけれども、ここ以外の編さん室と図書室とかに関しては、その御意見は出ていませんでしたか。
- **○【住友珠美委員】** ちょっと密になったという状態があるよねということは話をしていたんですけれども、それについては、そこの対策は、だからリモートという形にいかなかったんですね。ほかの部屋の使い方もあるのではないかということで、例えば議場で待機するとか、この近くでどのように待機できるかというのは、部屋の検討ということになりまして、逆にリモートじゃなくて、部屋の検討ということに落ち着いて話をしました。
- ○【高柳貴美代委員長】 分かりました。ありがとうございます。 ほかに。小口委員、いかがですか。
- ○【小口俊明委員】 リモートという、今角度ですよね。リモートによる会議とか打合せとか、そういったものについてどう捉えるべきなのかというのをこの間ずっといろいろ考えているんですけれども、コロナ禍という状況下においては、どの団体、どの組織においてもリモートによる会議というのは、1つの有効な手段として、選択肢の大きな1つだろうと捉えています。それはその団体、その組織が独自に判断をして、コロナ禍に対応する手法ということで選べるものだろうと一般論として考えています。

その上で、我々議会の中での会議というのは、リモートということが法律的に制約があって、リモ

ートができないのが現状です。やろうとしてもできないというところです。そこを、この状況下における法的な判断、手だて、また、これまでの検討では、条例を一部変えていけば可能であろうというところまで見極めができていますので、いわゆる委員会として、法的に成立させることができるかどうかというところが課題だと思っています。ですから、ここは制約ないしはハードルを越えることができれば、これは可能だろうと思いますのと、我々議員が独自の判断でしっかりとその在り方を検討していくというのが第一義だろうというふうには思います。その上で市民の皆様に、コロナ禍において国立市議会は三密を防ぐ、こういう努力をしているということを広く知っていただくということは非常に意味があるのだろうなと思います。

**〇【高柳貴美代委員長】** ありがとうございます。皆様から御意見を伺いまして、おおむね交渉団体の中ではいろいろな御意見は出ているけれども、オンライン開催に向けて、今後協議を進めていくということで向かっていると思うんです。小口委員のほうからもお話しいただきましたが、今、オンライン開催で委員会を開くことができない状況にあります。それを開く状況に持っていくためには、委員会設置条例を改正していかなくてはならないということが一方であります。

そうしますと、今の反省を受けて、通告についてもこれからいろいろ細々考えていくということではありますが、それに伴って条例改正というのも、皆さんで改正案の中身について考えていかなければならないと思います。前回までに事務局のほうで出していただいた条例改正案をたたき台として進めていくということを確認しておりますが、そういった意味で条例改正案について、何か交渉団体のほうでお話しいただいた結果がありましたら、そちらのほうも発表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○【藤田貴裕委員】 その後の会派代表者会議の議論を受ける中、あの条例については、交渉団体の中では議論はしていないということです。あそこの条例案の中には課題がありまして、コロナ禍の中でやる内容と、そうじゃないような内容も入っているのかな。つまり、出産、育児、介護ですね。その問題をどう切り分けるのかという話は現に残っていたのかなという気がしますので、あのたたき台のまま議運で議論するということには今のところはならないのかな。まずは論点整理をやっていくのかなということのような気がします。

私もリモートはある程度やむを得ないかなと思いますけれども、その中で、事前通告はないという 前提で私はリモートをやろうかなと考えています。事前通告はあるという話になれば、別に委員会室 だけでやってもいいのかなという話になりますので、その辺は丁寧に論点整理をまずしてやっていた だきたいと思います。

また、7人の意見を2人で代弁するというのはなかなか難しいところがありますので、ぜひ以前のように休憩を取っていただいて、ちょうど今日お二人もお見えですので、多くの方の意見を聴く中で 丁寧にやっていただいたほうがよろしいのかなと。

- **○【住友珠美委員】** 今、藤田委員がおっしゃったように、この条例改正案を見ますと、オンラインの開催には看護とか介護、育児等のやむを得ない理由というのが、個人的な理由というのが1つあると思うんです。もう1つあるのがコロナ禍においてどのように行っていくかということなんですけれども、議長にお聞きしたいんですが、この2つを同じとして考えて議論するほうがよいのか、それとも別に考えた議論を考えていらっしゃるのか、その辺はいかがでしょうか。
- **〇【石井伸之議長】** 私と致しましては、委員の皆様が実際に出席できない、そういった条件が1つ あるかと思います。そういった中で、総務省見解からそもそもお話ししますと、新型コロナというと

ころがまず第一にあるかと思います。そして、またさらに一段深める中で、出産、育児、介護、またその他の状況という形で、次に深めた議論という形になりますので、まず最初に考えられるのは新型コロナ等、等もついてはいるんですけれども、やはり新型コロナというところが大前提になると考えております。

- **〇【住友珠美委員**】 ありがとうございます。
- ○【藤江竜三委員】 条例については、まず、リモートが必要な状況、社会的な状況はどうなのかといったことが必要であろうかというところでまとまっております。例えば、今回の新型コロナウイルスは別にあったほうがよいだろうということでありますし、また、ほかの感染症があった場合や、大災害があった場合に議場が使えなくなってしまったなど、そういった状況のときにリモートは有効であるというようなことを考えまして、そういった社会的な要因があってリモートが有効な場合と、一方、この条例案のほうは、個人的な要因になるんですけれども、この点については慎重な議論もあり、今後、話し合うことはできると思います。けれども、私どもの交渉団体では、まずはコロナ禍であったり、新型の感染症であったり、大規模災害のときのための準備といった形で、この条例案を用意しておくべきだろうというような考えを持っております。
- ○【小口俊明委員】 まず、うちの会派としては前提として、議会事務局のほうで作っていただいた 条例改正の案、これは大阪市、あるいは大阪府で既に実施済みの内容のところを大きく参考にして作 られているということで認識しておりまして、これは1つの方向性としては有効なものだろうと考え ていますから、これをたたき台、ベースにするということでよろしいと認識しているところでありま す。

その上で、先ほど来、皆さんの各会派の御検討の様子などを伺って、また、今、議長の御発言も伺いますと、まず、第一義的にはコロナ禍におけるということですから、これはコロナ禍及び大規模災害も含めて、これは総務省見解では第一義的には対応できる、そのように捉えてよろしいのかを、まず、議長にこの1点は確認したい。

- ○【石井伸之議長】 今、まさに小口委員おっしゃるとおり、また藤江委員からも御意見ございました。やはり新型コロナと、あと新たな感染症、また、さらには市役所が使えないといった様々な想定を考えると、新型コロナと新たな感染症、さらに災害という、その辺りの部分はしっかりと想定をした中で、リモートにおけるウェブ会議、条例改正に向けて考えていくべきものであるなと今感じております。
- **〇【小口俊明委員】** 分かりました。ということは、今の議長のお話では、感染症、新たなる感染症、また、大規模な災害というところは、総務省見解の中で示されている範疇であるという確認だったかと思います。その上で、先ほど議長が次に深めた議論ということで、いわゆる藤江委員がおっしゃった個人的な事由によるところの第2号のところですけれども、これは次に深めた議論ですか。というところでは、これはどのように捉えればよろしいですか。議長の見解を伺います。
- **〇【石井伸之議長**】 実際にソーシャルインクルージョンといった考え方の中から、誰も排除しない、さらにいかなる様々な事情がある方でも何とかして委員会において意見を取り上げ、そしてまた、可否の判断も何とかリモートといった中で実現ができないかという思いの中で、出産、育児、介護、またその他の様々な事情というものも可能であれば検討の俎上に上げていきたいという思いも私は持っているところでございます。
- **〇【小口俊明委員】** そうなりますと、公明党会派としては、このたたき台をこのまま皆さんで合意

できる方向でやっていこうかなという思いが当初はあったところでありますけれども、そうなりますと、ほかの会派の委員の皆様の御意見を総合して考えると、やはりここは、第14条の2のたたき台の中の第1号と第2号は、それぞれに検討していくことのほうがよりスムーズに、今後のリモートの条件整備のためには議論が進むのかなと、ここで若干軌道修正をしていきたいと思います。

- ○【髙柳貴美代委員長】 ありがとうございます。
  - ほかに。稗田委員はよろしいですか。
- ○【稗田美菜子委員】 さっき藤田委員がおっしゃっていたように、あのたたき台を基に交渉団体の中で議論を深めてはいないので、個人的な意見しか言えないのですけれども、私個人としては、整理の仕方としては、ほかの委員がおっしゃっていたように、コロナ禍においてという議論と、あと出産、育児、介護、看護ということと2つに分けて段階を追ってということも視野に入れて、より迅速にできることをというような形をどういうふうに議運で考えていくかということが大切なのかなと思います。
- ○【住友珠美委員】 先ほど議長に質疑させていただきまして、コロナ禍の状況、また介護とか育児等、私も議運の中でウェブ会議を議論していくということは、これは共産党の中でも議論をしていくことは必要だということで一致しております。その中で、コロナ禍でどうするか──コロナ禍というか、災害時、先ほど議長がおっしゃった、第一にどうするかということと、それからさらに、おっしゃったように深めた議論の中で、介護、育児に関して、ウェブ会議に参加をするためにはどうしたらいいかという2段階といいましょうか、そのように考えていくことがよりスムーズではないかなと考えております。ぜひそのようにしていただけたらと思います。
- ○【髙柳貴美代委員長】 望月副議長、いかがですか。
- **〇【望月健一副議長】** 様々な角度の御意見、大変参考になりました。その前に、まずもって藤江決 算特別委員長におかれましては、初めての決算特別委員会、大変御苦労さまでございました。ありが とうございました。

様々な課題が見えてきたと思います。1つ目は通告制、2番目は控室の密をどうするか。やはり条例改正を考える必要がある、オンラインにするなら条例改正が必要だと。あとは市民参加をどうするか。オンラインを実現するに当たっては、コロナ禍ということにまずは限定するのか、それとも出産、育児、また介護を含めるのかというところを考えなければいけないということが分かりました。そちらに関しましては、議運の皆様の慎重な議論にお任せするとしまして、私は、実際にやっている自治体、例えば今回視察を私たちの議会もできなくなっていますので、やっている先行自治体とオンラインで実際に話、オンライン視察というんですかね、先行自治体とやってはどうかと思うんですが、恐らく同じような議論があると思うんです。あって、それを克服し、オンラインで委員会をやっている自治体もあると思いますので、そういったところの御検討もできればお願いしたいと思います。以上です。

○【髙柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

では、先ほど藤田委員のほうからも御意見がありましたが、一度ここで暫時休憩を取らせていただきます。

9 0		午前10時5	7分休憩
	$\Diamond$	 	_
		午前11時2	0 分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいま暫時休憩中に皆さんからより詳しく意見を出していただきまして、協議を深めていきました。

それでは、ここで確認させていただきますが、何かここで御意見、御要望などがありましたらお願いします。藤田委員。

- ○【藤田貴裕委員】 今後、議論していくに当たって、先進的な市の条例案などがもし用意できれば、していただきたいと思っています。また、休憩中、委員外の議員からも発言があったとおり、市長、副市長、部長、課長など職員の意見も、時間がかかると思いますけれども、取りまとめていただければと思います。また、26市はどのように決算特別委員会をやったのか。これも時間がかかると思いますけれども、資料があれば、なお議論ができるのかなと思っております。今後については、議会基本条例の精神にのっとって市民の方の意見を十分に聴けるような進め方、あるいは副議長からも御発言があったとおり、先進市とオンライン視察をやってみるとか、そういうことをやることが私はいいのかなと思います。
- ○【髙柳貴美代委員長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしますと、ここで確認を取らせていただきたいと思います。今、藤田委員のほうから、次回までに先進市の条例案などを資料として事務局に作っていただくということ。また、市長や副市長からの決特に関する御意見を聴取する。これは次回までじゃなくてもよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)そして、次回までではないですが、26市の決算特別委員会の開き方の現状も調べていただきたいということ。そして、市民の方々にどのような方法でオンライン開催に向けての議運の話合いの状況をお伝えするかということも今後検討していこうということが出ました。

以上のことを本日は確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。



**〇【髙柳貴美代委員長】** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を散会と致します。お疲れさまでございました。

午前11時24分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年10月15日

議会運営委員長 髙 柳 貴美代